

平成21年9月教育委員会会議の要旨

議 案

議案第1号 『平成21年度山口県一般会計補正予算（第3号）についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

『平成21年7月21日豪雨』による県指定文化財被災に係る補正予算案
(修復経費にかかる補助金)

[県指定文化財被害状況] (単位：千円)

被害物件名	被害状況	被害額	県補助額
史跡 大寧寺境内	指定地内の磐石橋の橋脚の石積の一部が脱落。	700	350
有形民俗文化財 小田家の生活用具・商家資料・町家	木戸口付近の漆喰壁の剥離。真庭横、蔵跡の壁の破損。	3,500	1,750
合 計		4,200	<u>2,100</u>

議案第2号 『職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

1 改正の趣旨

退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する信頼確保に資するため、国家公務員退職手当法の改正がされたことに伴い、本県の条例も国に準じた改正を行うものである。

2 改正の内容

◇退職手当の支給に係る以下の規定を改正

- ・退職手当の支給制限
- ・退職手当の支払の差止め
- ・退職手当の返納
- ・遺族等に対する退職手当の取扱い
- ・退職手当の一部支給制限及び一部返納
- ・人事委員会への諮問

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第3号 『山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

1 改正の理由

田布施農業高校と田布施工業高校、大津高校・日置農業高校・水産高校をそれぞれ統合し、新高校を設置するため、山口県立高等学校等条例を改正する。

2 名称及び位置

名 称	位 置
山口県立田布施農工高等学校	熊毛郡田布施町
山口県立大津緑洋高等学校	長 門 市

3 概 要

◇田布施農工高等学校

- (1)開校年月日…平成22年4月1日
- (2)設置年月日…平成21年11月1日
- (3)新高校の特色

新高校では「地域社会に貢献できる将来のスペシャリストを育成する学校」を基本的な考え方とした学校づくりを目指す。

◇大津緑洋高等学校

- (1)開校年月日…平成23年4月1日
- (2)設置年月日…平成22年4月1日
- (3)新高校の特色

新高校では「幅広い視野で物事を考え判断する能力を養い、地域社会に貢献できる人材を育成する学校」「生徒の多様な進路希望に対応し、生徒一人ひとりの夢の実現をしっかりと支援する学校」を基本的な考え方とした学校づくりを目指す。

4 施行期日

田布施農工高等学校…平成21年11月1日
大津緑洋高等学校……平成22年4月1日

【その他意見】

- ・ 地域の方にきちんと理解してもらえるように今もしっかり説明はされているが、気持ちよく新しい学校が開校できるよう体制づくりにも努力していただきたい。

議案第4号 『物品の買入れについての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

県立学校における教育用コンピュータ及び周辺機器の購入に係る契約

1 物品の概要

(1) 名称	コンピュータ教室用機器	1 式
(2) 機器構成	デスクトップ型パソコン	4 5 2 台
	ファイルサーバ	2 9 台
	レーザープリンタ	3 3 台
	スキャナー	4 台

(3) ソフトウェア

オペレーティングシステム(OS)、文書作成ソフト、ビデオ編集ソフト、言語処理ソフト、CAD ソフト、教育支援ソフト 等

2 整備場所

県立学校 1 5 校

3 契約の方法

平成 2 1 年 8 月 1 1 日、一般競争入札を行ったが不落札であったため、改めて地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、金 103, 792, 500 円(消費税及び地方消費税を含む)で買入契約を行うもの

4 売払人の状況

- (1) 売払人 西日本電信電話株式会社山口支店
支店長 杉田 和哉
- (2) 事務所の所在地 山口市熊野町 4 番 5 号

5 納期限

平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日

6 入札参加業者

西日本電信電話株式会社山口支店
株式会社大塚商会広島支店
中国芝浦電子株式会社

【 質 疑 】

質問) 分割発注できないのか、競争性は確保されているのかなど、今回の購入の経緯の説明をお願いしたい。

回答) いろいろ調べた結果、購入に当たっては業者とメーカーとのつながり、また、ネットワークへの接続に係る技術員の確保など、入札参加する側の要件があるようで、分割することによっても解決できない問題があることが判明した。仮に調達台数が減っても地元の業者の入札参加は難しいとの意見もあった。

以上の理由により、県物品規則に従ったかたちで一括購入の手続きを取っている。

質問) パソコンのスペックや教育用ソフトなど、現場教員の声を聞きながら選定しているのか。また、ネットワークを組むことも仕様書に記載されているのか。

回答) ネットワークは基本的には組むことを前提としている。機種等選定を含めて、今後の課題として引き続き報告しながら検討していきたい。

【その他意見】

- ・ 分割発注の発言の趣旨は、『限られた予算の中でできる限り多くのパソコンを購入し、教育現場にパソコンが充実するよう願っている』思いからである。

議案第 5 号 『山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定
について』

【概要】

平成 21 年 10 月 1 日より次期文書管理システムが運用開始されることから、標記訓令の規定の整備を行うもの。

◇改正の内容

- ・文書管理システムによる電子文書の起案(削除)
- ・電子決裁文書発送整理簿(別記第 3 号様式)、別添資料回付票(別記第 5 号様式)、照合済確認書(削除)

議案第 6 号 『山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令の制定に
ついて』

議案第 7 号 『山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について』

【概要】

議案第 6 号と第 7 号は関連があるため、一括して審議が行われた。

1 改正の趣旨

職員の旅行に関して、一般職の職員等の旅費に関する条例が一部改正され、平成 21 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、標記訓令の一部改正が必要になったもの。

2 改正の内容

	現 行	改 正 後
旅行命令 (旅費条例)	書面による	書面に替え、口頭による命令も可
旅行復命 (標記訓令)	書面による	口頭による命令に対しては口頭による復命も可

3 施行期日

平成 21 年 10 月 1 日

【 質 疑 】

質問) 旅行(出張)した記録はどこかに残るのか。また、口頭による旅行命令の具体例にはどんなものがあるのか。

回答) 口頭による旅行命令については記録は残らないが、口頭であっても重要なものについては別途残すことになっている。具体例としては、物を届けるためだけの出張とか、人の送迎などである。

議案第 8 号 『山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）』

【概要】

周南市立菊川小学校 教頭 江藤 雅明 の死亡退職に伴い、教育長が臨時に代理して永年精勤として表彰したことを報告し、承認された。

議案第 9 号 『山口県教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について』

【概要】

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度の山口県教育委員会の権限に属する事務について点検・評価を行い、この報告書を議会に提出し、県教委ホームページ上で公表する。

2 点検・評価の実施概要

- (1) 評価対象…平成20年度に実施した事務事業
- (2) 評価手法…県政運営の指針『やまぐち未来デザイン21』の実行計画である『加速化プラン』に掲げる教育関連14重点事業の評価を実施。
評価に当たっては『政策評価システム』との整合を図り、評価項目、評価基準等を統一して実施。

◇評価結果一覧

戦略プロジェクト	重点事業	
	重点事業名	評価の概要
地域や食の安全対策強化プロジェクト	1 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進	犯罪のない安全なまちづくりに向けた取組は順調である。
災害に強い基盤づくり推進プロジェクト	2 学校等の耐震化の推進	目標値を下回っており、取組の強化が必要である。
学校教育強化プロジェクト	3 35人学級化の推進	目標に沿って順調に進捗している。
	4 学力向上対策の推進	全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、改善の必要性がある。
	5 いじめ・不登校等対策の推進	不登校児童生徒の割合が前年度に比べて増加しており、一部に課題が残った。
	6 キャリア教育の推進	自己の生き方を考え、夢を育むキャリア教育の推進は順調に進捗している。
	7 教育支援機能の強化	計画に沿って相談支援機能の強化を図っており、順調に進捗している。
	8 創造性豊かな子どもたちの育成	おおむね順調に進捗している。

地域で進める子どもたちの育成プロジェクト	9 放課後子ども対策の推進	目標値を下回っており、更なる事業進捗を図る必要がある。
	10 やまぐち教育応援団による教育支援活動の推進	目標値を下回っており、取組の強化が必要である。
	11 世界スカウトジャンボリー等の開催準備	2015年世界スカウトジャンボリーの本県招致を実現した。
若者が活躍できる環境づくりプロジェクト	12 「新規雇用2万人創出構想」の実現	目標値をやや下回っており、取組の強化が必要である。
「おいでませ！」山口国体」等開催プロジェクト	13 競技力向上対策の強化	目標値を下回っており、課題への対応が必要である。
	14 県民全体がスポーツに親しむ体制づくり	スポーツに親しむ体制づくりは着実に進んでいる。

【 質 疑 】

質問) 県議会へこの点検・評価を報告する際に、この点検・評価に対する学校現場の先生の声といった情報も説明されるのか。

回答) 各課それぞれの部署において、原因を現場の教員等に聞くなりして改善を図り、新しい施策に反映するよう取り組むことになる。

【その他意見】

- ・ どの項目も重要だが、いじめ・不登校等対策について課題が残っていると思う。実際に携わっている人たちの声から改善をする方法を見いだすなどお願いしたい。

議案第10号 『第68回山口県文化財保護審議会に対する諮問について』

【概要】

以下の文化財の県指定について、山口県文化財保護条例第4条第3項の規定に基づき、標記審議会に対して意見を聞くもの。

- 1 種 別 有形文化財（歴史資料）
- 2 名 称 吉田松陰関係資料（吉田家伝来）
- 3 員 数 754点
(内訳は文書741点、肖像画1点、所用品12点)
- 4 所在の場所 山口県文書館 山口市後河原150-1
- 5 所有者 山口県
- 6 価 値 吉田松陰の行動・思想を知る上で重要な資料であり、最もまとまって残存しているものの一つ。
- 7 その他 山口県文書館編『吉田松陰関係資料目録』（平成18年）が刊行され、資料の内容及び伝来経緯などが明らかとなった。

報告事項

◆『平成21年度全国学力・学習状況調査結果』について報告された。

【概要】

平成21年4月21日に行われた標記調査の結果について、昨月の本委員会会議での報告に引き続き、詳細について報告された。

内容としては、各設問に対する児童生徒の正答を、表やグラフで表すことによりその傾向を分析し、昨年度との比較を行うなど、各教科における達成度及び課題がより具体的に現されることとなった。

【質疑】

質問) 現場の先生は、自分の学校、あるいはテストを受けた自分のクラスの解答状況がどうであったかという情報を得られるのか。

回答) その学校の状況は、全ての教員は把握している。

質問) 県教委及び市教委でテスト結果を分析するとともに、各学校あるいは先生も同時に分析研究をされているのか。

回答) している。

質問) 児童生徒の保護者にも結果が渡るのか。

回答) 子ども一人ひとりに結果が渡るが、どういったところに課題があるのでこういったことをしましようというようなかたちで返している。

質問) 分析結果を見てみると、3年連続で同じ傾向が現れている分野が見受けられるが、これは山口県の特徴といえるのではないか。

回答) そういう特徴的なことがあるのかもしれない。来年は、1回目のテストを受けた子どもが中学3年生になるので、その子どもがどう成長していったかということを見取ることができる可能性がある。

【その他意見】

- 先生から見ると、テスト結果を見て自分の思っているイメージと異なる結果の出た児童生徒が一番の参考になると思うが、各先生はそういう形で授業に反映させることが非常に大事だと思う。

意見交換

◆『小・中学校における発達障害の児童生徒への支援の一層の充実に向けて』

【概要】

発達障害の児童生徒への支援をめぐる国の動向をはじめ、本県小・中学校における発達障害等の児童生徒の状況、発達障害の児童生徒への支援の状況を説明した後、支援の一層の充実に向けた取組を進める上での課題や対応等について、意見交換を行った。

1 課題

ア 教員一人ひとりの実践力や学校組織としての対応力の一層の向上

- ・「個別の指導計画」などの作成・活用の一層の充実
 - ・校内委員会における事例検討会の実施
- イ 学校や教員を支援できる専門家の確保
- ・学校、家庭、地域等の実状を踏まえて、継続的な支援ができる専門家の確保
 - ・学級経営や教科指導等の学校教育にアドバイスできる専門家の確保

2 対応

市町教委による専門家チームの設置

3 専門家チームの設置による市町教委と県教委の役割の明確化

◎市町教委

- ・教員研修の充実
- ・学校の実状に即した支援の充実
- ・理解啓発の推進

◎県教委

- ・市町教委との連携強化
- ・特別支援教育センターの地域における相談支援機能の強化
- ・ふれあい教育センターの発達障害に関する中核的相談支援センターとしての機能強化

【 質 疑 】

質問) 小学1年生や発達段階のひとつの段階である小学4年生のクラスに先生を充てるときに、必要な研修を受けられた先生がどの程度いるか把握されているか。

回答) 市町教委と学校でそういった児童の情報交換はしており、各種研修等いろいろな機会、各学校において校内の担当を配置しながら意見交換を進めている。

質問) 普通学級で個別の支援計画を作成するときの研修会や指導の仕方など、そういった要請を特別支援学校に上げる方法はどうなっているのか。

回答) 特別支援学校が作成した支援計画をそのまま普通学級に適用するのは難しいので、校内コーディネーターの研修で作成方法を示したり、地域コーディネーターが巡回したりしてアドバイスなどを行っている。

質問) クラスの中に発達障害の子どもがいることを他の子どもが学ぶ機会があるのか。また理解する必要はないのか。自然に任せておいた方がよいのか。

回答) いわゆる告知みたいなことになると難しい。話して理解できる年齢でないといけないし、中途半端に教えると偏見やいじめの原因にもなる。まずは該当児童が自分はそういう障害を持っていると理解しなければならない。子ども同士というよりも先生や保護者の理解がしっかり進まないと、子ども達の理解や子ども達がお互いに助け合うといった体制ができないので、先生と保護者への理解が最重要になる。

質問) そういった分野で保護者と現場のつながりはどういう場があるのか。

回答) 下関市の例だと、研修会や親の会、独自のワーキンググループも割と多い。県全体では、夏休みにふれあい教育センターで集中講義を行ったり、その場で親の会の情報交換など機会は多くなっている。